平成２３年（フ）第４４１号
岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割10番地１、旧住所岩手県九戸郡野田村大字野田第23地割34番地
債務者　平清水英明
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０７号
福島県郡山市本町１丁目14番17号　つたやビルＢ201号
債務者　今泉　　睦（旧姓有我）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
福島県郡山市大槻町字東阿良久96番地の４　ラックタウン102号
債務者　佐藤　秋男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
福島県郡山市大槻町字東阿良久96番地の４　ラックタウン102号
債務者　佐藤かつ子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
長野県上田市西内254番地１
債務者　池内　栄子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1648番地の１　クレール105号、旧住所兵庫県加古川市野口町野口364番地の３
債務者　豊山　広行
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番５―101号
債務者　廣　　真樹
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
神戸市西区池上３丁目１番地の５　ウエストハウスＩＮＬＡＮＩ619号、旧住所神戸市西区玉津町高津橋251番地の５
債務者　西脇　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
神戸市西区福吉台２丁目９番地の12
債務者　田村　　栄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
神戸市西区玉津町新方521番地の１　１―712号
債務者　井上　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
長崎県対馬市厳原町久田66番地53グラスランドハイツ202、前住所長崎県対馬市厳原町曲22番地
債務者　西村　政彦
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
大分県津久見市元町３番11号
債務者　森　　和秀
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７６１号
千葉県野田市目吹1421番地の８
債務者　巽谷　慎一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８５号
千葉県松戸市新松戸４丁目17番地　ベルトピア新松戸第２―302号
債務者　山野　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２０号
千葉県松戸市稔台１丁目24番地の８
債務者　金子　美枝
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３７号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番21―305号
債務者　吉野　優子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７１号
千葉県柏市今谷上町１番地79　テロワール南柏107号
債務者　近藤　聡美（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部